

1-3 土壤汚染対策法の基準

土壤溶出量基準

①地下水等経由の摂取リスク

土壤に含まれる有害物質が地下水に溶け出して、その有害物質を含んだ地下水を飲んで口にするによるリスク

例

土壤汚染が存在する土地の周辺で、地下水を飲むための井戸や蛇口が存在する場合。



土壤含有量基準

②直接摂取リスク

有害物質を含む土壤を口や肌などから直接摂取することによるリスク

例

子どもが砂場遊びをしているときに手に付いた土壤を口にする、風で飛び散った土壤が直接口に入ってしまう場合。



1-4 特定有害物質とその基準

分類	特定有害物質の種類	土壌溶出量基準 (mg/L)
第一種特定有害物質	ク ロ ロ エ チ レ ン	0.002以下
	四 塩 化 炭 素	0.002以下
	1, 2 - ジ ク ロ ロ エ タ ン	0.004以下
	1, 1 - ジ ク ロ ロ エ チ レ ン	0.1以下
	1, 2 - ジ ク ロ ロ エ チ レ ン	0.04以下
	1, 3 - ジ ク ロ ロ プ ロ ペ ン	0.002以下
	ジ ク ロ ロ メ タ ン	0.02以下
	テトラクロロエチレン	0.01以下
	1, 1, 1 - トリクロロエタン	1以下
	1, 1, 2 - トリクロロエタン	0.006以下
	トリクロロエチレン	0.03以下
	ベ ン ゼ ン	0.01以下

分類	特定有害物質の種類	土壌溶出量基準 (mg/L)	土壌含有量基準 (mg/kg)	
第二種特定有害物質	カドミウム及びその化合物	0.01以下	150以下	
	六価クロム化合物	0.05以下	250以下	
	シアン化合物	検出されないこと	50以下 (遊離シアンとして)	
	水銀及びその化合物	水銀が0.0005以下、 かつ、アルキル水銀 が検出されないこと	15以下	
	セレン及びその化合物	0.01以下	150以下	
	鉛及びその化合物	0.01以下	150以下	
	砒素及びその化合物	0.01以下	150以下	
	ふっ素及びその化合物	0.8以下	4,000以下	
	ほう素及びその化合物	1以下	4,000以下	
	第三種特定有害物質	シ マ ジ ン	0.003以下	
		チ オ ベ ン カ ル ブ	0.02以下	
チ ウ ラ ム		0.006以下		
ポリ塩化ビフェニル		検出されないこと		
有機りん化合物		検出されないこと		